

平成27年度 和歌山県中小企業融資制度の改正点 概要

中小企業の前向きな取り組みを応援する資金を大幅拡充

① 設備投資など新たなチャレンジに取り組む中小企業者を応援する「成長サポート資金」を拡充

- 以下の事業者を対象に追加
 - ・生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する設備を導入する事業者（国の設備投資税制の要件にある最低取得価格及び最新モデル要件は不要とする）（平成27年度、28年度限定）
 - ・ものづくりカイゼン支援アドバイザーの派遣を受けて事業改善に取り組む事業者
 - ・国の「ものづくり補助金」を実施する事業者
- 金利を県制度の最優遇金利に引き下げ 1.5% → 1.2%
- 運転資金の限度額を拡大 5,000万円 → 8,000万円
- 融資期間を延長
 - 設備10年以内 → 設備10年以内（建物取得等は15年以内）
 - 運転7年以内 → 運転10年以内

創業を支援する資金を大幅拡充

② 新規創業を活性化するため「新規開業資金」を拡充

- 新たに「創業サポート枠」を設け、経営革新等支援機関(※)の支援を受けた創業者の負担を大幅に軽減 (※)金融機関を除く
 - ・金利 1.7% → 1.2% (県制度最優遇金利)
 - ・保証料 1.0% → 0.5% (県による軽減▲0.3%、保証協会による軽減▲0.2%)
- 融資期間を延長

設備資金	7年以内	→ 設備・運転10年以内
運転資金	5年以内	
ただし、保証協会が特に認める場合は		
設備資金	10年以内	→ 据置 設備・運転1年以内
運転資金	7年以内	
据置	設備 1年以内	
	運転 6か月以内	
- 県外居住者による県内での創業者を対象に追加

<総枠> **新規融資枠900億円を維持**

依然として厳しい状況にある事業者の受け皿資金を拡充

- ### ③ 汎用資金の「振興対策資金(一般枠)」の金利・限度額を見直し
- 金利は金融機関所定金利を継続、ただし金利上限を引き下げ
金利上限 3.1% → 2.9%
 - 運転資金の限度額を拡大 5,000万円 → 8,000万円

借換資金を利用出来る要件の緩和

④ 「資金繰り安定資金」の対象要件を緩和

全ての信用保証協会の保証付き資金を借換資金の「資金繰り安定資金」の対象とするよう要件を緩和

※ 従来は、返済するための資金に県融資制度の残高を必ず含むことが要件。金融機関プロパー資金のみを借り換えたい場合は利用できなかった。

トイレ改修等に対する融資制度を継続

- ### ⑤ トイレ改修・バリアフリー化推進のため「安全・安心推進資金(トイレ改修及びバリアフリー化推進枠)」の取扱を延長
- 平成25年度、26年度限定 → 平成25～27年度限定

NPO法人に対する制度改正に対応

- ### ⑥ NPO法人への信用保証制度拡大が実施された場合は県融資制度においても対応